

# 北海道教育委員会 公報

令和6年(2024年)  
4月17日(水曜日)

第6314号

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1  
告示  
○教育職員免許状の失効について…………… 3

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第7号)

##### 1 趣旨

令和6年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 北海道岩見沢東高等学校ほか8校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道岩見沢東高等学校	全日制の課程	普通科	200	160	40
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道札幌西陵高等学校	全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道士別翔雲高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道別海高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道中標津高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40

(2) 北海道岩見沢西高等学校ほか6校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道岩見沢西高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	360	320	40
北海道倶知安高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道伊達開来高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	680	640	40
北海道静内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	600	560	40
北海道留萌高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	480	440	40
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	280	240	40
北海道池田高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	160	120	40

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした(附則関係)。

## 教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和6年4月17日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第7号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道岩見沢東高等学校の部 全日制の課程の款 普通教育を主とする学科の項中

普通科	200	160	200		560
-----	-----	-----	-----	--	-----

を

「

普通科	160	160	200	/	520
-----	-----	-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道岩見沢西高等学校の項中 「

普通科	360	/	360
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	320	/	320
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道芦別高等学校の項中 「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道深川西高等学校の項中 「

普通科	120	80	120	/	320
-----	-----	----	-----	---	-----

」を

「

普通科	80	80	120	/	280
-----	----	----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道札幌西陵高等学校の項中 「

普通科	280	280	280	/	840
-----	-----	-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	240	280	280	/	800
-----	-----	-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道札幌あすかぜ高等学校の項中 「

普通科	120	120	120	/	360
-----	-----	-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	80	120	120	/	320
-----	----	-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道倶知安高等学校の項中 「

普通科	440	/	440
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	400	/	400
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道伊達開来高等学校の項中 「

普通科	680	/	680
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	640	/	640
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道静内高等学校の項中 「

普通科	600	/	600
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	560	/	560
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道士別翔雲高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

「

普通科	120	120	120	/	360
-----	-----	-----	-----	---	-----

」を

「

--	--	--	--	--	--

」

普通科	80	120	120		320
-----	----	-----	-----	--	-----

に改め、

同表北海道留萌高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科		480			480
-----	--	-----	--	--	-----

を

普通科		440			440
-----	--	-----	--	--	-----

に改め、

同表北海道湧別高等学校の項中

普通科	80	40	40		160
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科	40	40	40		120
-----	----	----	----	--	-----

に改め、

同表北海道清水高等学校の項中

総合学科		280			280
------	--	-----	--	--	-----

を

総合学科		240			240
------	--	-----	--	--	-----

に改め、

同表北海道池田高等学校の項中

総合学科		160			160
------	--	-----	--	--	-----

を

総合学科		120			120
------	--	-----	--	--	-----

に改め、

同表北海道別海高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	120	80	120		320
-----	-----	----	-----	--	-----

を

普通科	80	80	120		280
-----	----	----	-----	--	-----

に改め、

同表北海道中標津高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	160	160	160		480
-----	-----	-----	-----	--	-----

を

普通科	120	160	160		440
-----	-----	-----	-----	--	-----

に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第30号**

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和6年4月17日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	川瀬 諒大	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者

小学校教諭1種免許状	令2小1第367号	令和3年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭2種免許状 (外国語(英語))	令2中2第70号		
失効年月日	令和6年3月28日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当		